

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第6050533号
(P6050533)

(45) 発行日 平成28年12月21日(2016.12.21)

(24) 登録日 平成28年12月2日(2016.12.2)

(51) Int.Cl.		F 1			
A 4 1 D 27/20	(2006.01)	A 4 1 D	27/20		B
A 4 1 B 1/08	(2006.01)	A 4 1 B	1/08		C

請求項の数 5 (全 15 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2016-39053 (P2016-39053)</p> <p>(22) 出願日 平成28年3月1日(2016.3.1)</p> <p>審査請求日 平成28年3月1日(2016.3.1)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 396021427 長野 茂 岐阜県岐阜市西改田村前2 1 番地 4</p> <p>(72) 発明者 長野 茂 岐阜県岐阜市西改田村前2 1 番地 4</p> <p>審査官 米村 耕一</p> <p>(56) 参考文献 実開平04-074036 (JP, U) 登録実用新案第3019172 (JP, U)</p> <p>(58) 調査した分野(Int.Cl., DB名) A 4 1 D 27/20 A 4 1 B 1/08</p>
--	---

(54) 【発明の名称】 衣服の脇の脇線に脇ポケットを有する衣類

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

衣服の胸側生地と背中側生地とが重なる脇線にあって、前記脇線に接し、前記胸側生地と前記背中側生地にて構成された脇ポケットを設け、前記脇ポケットを形成する生地を前記脇ポケットの表生地とした前記脇ポケットの表生地に前記背中側生地が選択され、選択された前記背中側生地における前記脇線にて胸側生地に対面する脇下から裾までの生地の形状は、前記脇ポケットの表生地を形成する生地としてコの字型に突出した前記脇ポケット表生地を備えた生地の形状とし、前記脇線に接する前記胸側生地の上に前記脇ポケット表生地が備えられた前記脇ポケットにおいて、前記脇ポケットの表生地の上下左右4辺のうち上端1辺を脇ポケットへの収納物の出し入れの開口部分とし、他の左右両端と下端の3辺を脇ポケット閉口部分とした前記脇ポケットを設けることを特徴とする衣服の脇の脇線に脇ポケットを有する衣類。

【請求項 2】

前記脇線に設けられた前記脇ポケットにおいて、前記脇ポケットの開口部分である前記脇ポケットの表生地上端1辺の形状について、前記脇ポケットの表生地上端1辺の形状は背中側末端から胸側末端に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描く形状とすることを特徴とする請求項1に記載の衣服の脇に脇ポケットを有する衣類。

【請求項 3】

前記衣服の前記胸側生地と前記背中側生地とが重なる前記脇線にあって、前記脇線に接し、前記胸側生地と前記背中側生地にて構成された脇ポケットを設け、前記脇ポケットを

形成する生地を前記脇ポケットの裏生地とした前記脇ポケットの裏生地に前記胸側生地が選択され、選択された前記胸側生地における前記脇線にて前記背中側生地に対面する脇下から裾までの生地の形状は、前記脇ポケットの裏生地を形成する生地としてコの字型に突出した前記脇ポケット裏生地を備えた生地の形状とし、前記脇線に接する前記背中側生地の下に前記脇ポケット裏生地が備えられた前記脇ポケットにおいて、前記脇ポケットを形成する4辺のうち前記脇線に接する胸側1辺の上部部分を前記脇ポケットへの収納物の出し入れの開口部分とし、それ以外の前記脇ポケット胸側の脇線に接する1辺の前記開口部より下に位置する下部部分と他の前記脇ポケット裏生地の上下両端と背中側の4辺を前記脇ポケット閉口部分とした前記脇ポケットを設けることを特徴とする衣服の脇の脇線に脇ポケットを有する衣類。

10

【請求項4】

前記脇ポケットの前記脇線に接する前記脇ポケット上端開口部分において、前記脇ポケットの裏生地に対面する前記背中側生地の前記脇ポケット上端開口部分の形状について、前記背中側生地の前記脇ポケット上端開口部分の形状は前記脇ポケットの内側に向けて窪むように楕円状の形状とすることを特徴とする請求項3に記載の衣服の脇に脇ポケットを有する衣類。

【請求項5】

ビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フランネルシャツ、デニムシャツ、ポロシャツ、トレーナー、Tシャツ、プルオーバー、ベスト、ブラウス、ワンピース、ドレス、セーター、タンクトップ、キャミソールから選ばれることを特徴とする請求項1または請求項2に記載する衣服の脇に脇ポケットを有する衣類。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、衣服の両脇の脇線にて衣服の胸側生地と衣服の背中側生地とをつなぎ合わせるために重ね縫いする衣服であるビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フランネルシャツ、デニムシャツ、ポロシャツ、トレーナー、Tシャツ、プルオーバー、ブラウス、ワンピース、ドレス、セーター、タンクトップ、キャミソール等において、衣服の胸側生地と背中側生地とをつなぎ合わせ重ね縫いする脇線箇所に設ける衣服の脇の脇線に脇ポケットを有する衣類に関するものである。

30

【背景技術】

【0002】

近年、携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の普及率は高まり国民の多くは携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器を所有し常時持ち歩く時代へとになっている。携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器の電子メール又は音楽映像配信などの機能向上により鞆もしくは衣類のポケットから取り出して使う頻度が昔に比べて多くなっている。特に薄着になる春から夏そして秋にかけては、衣類のポケットの数も減り携帯電話又はスマートフォンを持ち歩くのに不便さを伴っていた。通常、衣類には胸の箇所にポケットが設けられてるビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フランネルシャツ、デニムシャツなどではの衣類には何とか携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器を収納できても、左胸の箇所に設けられたポケットが比較的小さいポロシャツ、一部ブラウスなどの衣類では携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器を収納することはできないに近かった。衣類自体にポケットが設けられていないトレーナー、Tシャツ、プルオーバー、一部のブラウス、ワンピース、ドレス、セーター、タンクトップ、キャミソールなどの衣類には携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器を収納することはできない。

40

【0003】

また胸の箇所にポケットが設けられてるビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フランネルシャツ、デニムシャツなどではの衣類においては、この胸ポケットに携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器を収納し身体の姿勢が前屈み

50

になると胸ポケットから携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器が出てしまい地面に落としてしまい場合によっては破損故障の原因に発展する事にもなっていた。

【0004】

そこで携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器の普及に伴い着衣する衣類に携帯電話を専用に収納すべくポケットの考案がなされている。例えば特許文献1には、ズボンまたはスカートにおいて前腹部に横長の携帯電話専用の収納ポケットを備えた考案がなされている。特許文献2では、衣類の胸ポケットに収納した携帯電話が簡単に落下することを防ぐ目的から胸ポケット内に保持バンドを備えた考案がなされている。特許文献3では、上着の裏であって、胸ポケットの開口端部付近に電磁波防止生地による携帯電話専用ポケットを備えた考案がなされている。

10

【0005】

ところが、特許文献1ではズボンまたはスカートにおいて前腹部に限定されている。又特許文献2と特許文献3の両文献は胸ポケットに限定されている。また胸ポケット比較的大きい上着に限定されている。胸ポケットが小さいワイシャツ又はポロシャツでは特許文献2と特許文献3のような考案を備えることは困難になる。特許文献1特許文献2と特許文献3では小型化された携帯電話ならまだしも収納可能となるが、平面積が広がるスマートフォンでは収納が困難になる。一方、デザイン上の問題から胸ポケットが無いトレーナー、Tシャツ、タンクトップ、キャミソール、ブラウス、セーターなどには携帯電話又はスマートフォンを収納するポケットは無いに均しい。

【先行技術文献】

20

【特許文献】

【0006】

【特許文献1】特開2002-339115号公報

【0007】

【特許文献2】登録実用新案第3030905号公報

【0008】

【特許文献3】登録実用新案第3053632号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0009】

30

そこで、本発明は、携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器の普及に伴い、携帯電話又はスマートフォン等の移動通信機器を収納する事ができる事を前提に胸ポケットが設けられてるビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フланネルシャツ、デニムシャツ等の衣類における問題点と収納できるスペースがないポロシャツ、一部のブラウスそして衣類自体にポケットが設けられていないトレーナー、Tシャツ、プルオーバー、一部のブラウス、ワンピース、ドレス、セーター、タンクトップ、キャミソールなどの現状を鑑み、衣服のデザイン上の制約を受けることなく、衣服の着用者に違和感がなく、携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の収納と取り出しが容易に行え、かつ収納した携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器がポケットから落下することを少なくするすることのできる衣服の脇の脇線に脇ポケットを有する衣類を提供することを目的としている。

40

【課題を解決するための手段】

【0010】

本発明では、上記課題を解消すべく、

1. 衣服の胸側生地と背中側生地とが重なる脇線にあつて、前記脇線に接し、前記胸側生地と前記背中側生地にて構成された脇ポケットを設け、前記脇ポケットを形成する生地を前記脇ポケットの表生地とした前記脇ポケットの表生地に前記背中側生地が選択され、選択された前記背中側生地における前記脇線にて胸側生地に対面する脇下から裾までの生地の形状は、前記脇ポケットの表生地を形成する生地としてコの字型に突出した前記脇ポケット表生地を備えた生地の形状とし、前記脇線に接する前記胸側生地の上に前記脇ポケッ

50

ト表生地が備えられた前記脇ポケットにおいて、前記脇ポケットの表生地の上端左右4辺のうち上端1辺を脇ポケットへの収納物の出し入れの開口部分とし、他の左右両端と下端の3辺を脇ポケット閉口部分とした前記脇ポケットを設けることを特徴としている。

2. 前記脇線に設けられた前記脇ポケットにおいて、前記脇ポケットの開口部分である前記脇ポケットの表生地上端1辺の形状について、前記脇ポケットの表生地上端1辺の形状は背中側末端から胸側末端に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描く形状とすることを特徴としている。

3. 前記衣服の前記胸側生地と前記背中側生地とが重なる前記脇線にあって、前記脇線に接し、前記胸側生地と前記背中側生地にて構成された脇ポケットを設け、前記脇ポケットを形成する生地を前記脇ポケットの裏生地とした前記脇ポケットの裏生地に前記胸側生地が選択され、選択された前記胸側生地における前記脇線にて前記背中側生地に対面する脇下から裾までの生地の形状は、前記脇ポケットの裏生地を形成する生地としてコの字型に突出した前記脇ポケット裏生地を備えた生地の形状とし、前記脇線に接する前記背中側生地の下に前記脇ポケット裏生地が備えられた前記脇ポケットにおいて、前記脇ポケットを形成する4辺のうち前記脇線に接する胸側1辺の上部部分を前記脇ポケットへの収納物の出し入れの開口部分とし、それ以外の前記脇ポケット胸側の脇線に接する1辺の前記開口部より下に位置する下部部分と他の前記脇ポケット裏生地の上下両端と背中側の4辺を前記脇ポケット閉口部分とした前記脇ポケットを設けることを特徴としている。

4. 前記脇ポケットの前記脇線に接する前記脇ポケット上端開口部分において、前記脇ポケットの裏生地に対面する前記背中側生地の前記脇ポケット上端開口部分の形状について、前記背中側生地の前記脇ポケット上端開口部分の形状は前記脇ポケットの内側に向けて窪むように楕円状の形状とすることを特徴としている。

5. ビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フランネルシャツ、デニムシャツ、ポロシャツ、トレーナー、Tシャツ、プルオーバー、ベスト、ブラウス、ワンピース、ドレス、セーター、タンクトップ、キャミソールから選ばれることを特徴としている。

【発明の効果】

【0011】

請求項1に記載の発明によれば、衣服の脇線箇所にて背中側生地を部分延長して脇ポケットの生地として活用することにより衣服のデザイン上の制約を受けることなく、脇ポケットを形成することができ、脇ポケットの形成に伴う生地の厚みを最小限にして衣服の着用者に着用の違和感が伴うことなく携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を容易に収納と取り出しができ、さらに携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器がポケットから落下することを少なくすることができる。

【0012】

請求項2に記載の発明によれば、請求項1に記載の発明を実施するにあたり、脇ポケットの開口部の背中側末端から胸側末端に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描くように脇ポケットの上端開口部分とすることによって携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の出し入れが円滑となり容易になる。

【0013】

請求項3に記載の発明によれば、衣服の脇線箇所にて胸側生地を部分延長して脇ポケットの生地として活用することにより衣服のデザイン上の制約を受けることなく、脇ポケットを形成することができ、脇ポケットの形成に伴う生地の厚みを最小限にして衣服の着用者に着用の違和感が伴うことなく携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を容易に収納と取り出しができ、さらに携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器がポケットから落下することを少なくすることができる。

【0014】

請求項4に記載の発明によれば、請求項3に記載の発明を実施するにあたり、脇ポケット上端開口部分の背中側生地の形状を内側に向けてえぐられるよう楕円状の形状としている。このように内側に向けて楕円状の形状とすることによって脇ポケットの入り口開口部

10

20

30

40

50

分が開きやすくなり脇ポケットに手の出し入りもし易くなる事から脇ポケットへの物の出し入れが円滑に行え容易になる。脇ポケットに携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を収納した場合に収納した機器の上端の端が脇ポケットから少しだけ出てより取り出しやすくもなる。

【 0 0 1 5 】

請求項 5 に記載の発明によれば、ワイシャツ、カジュアルシャツ、ビジネスシャツ、カッターシャツ、ポロシャツ、トレーナー、Tシャツ、プルオーバー、ブラウス、ワンピース、セーター、タンクトップ、キャミソールから選択される衣服においてデザイン上の制約を受けることなく、着用者が使いやすい位置に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を収納と取り出しができる脇ポケットを設けた衣服にすることができる。

10

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 6 】

【図 1】脇のポケットの位置関係を示す説明図である。

【図 2】脇のポケット部分の拡大した説明図である。

【図 3】A - B 間の断面図である。

【図 4】C - D 間の断面図である。

【図 5】脇のポケット部分の拡大した説明図である。

【図 6】A 2 - B 2 間の断面図である。

【図 7】C 2 - D 2 間の断面図である。

【図 8】脇のポケットの位置関係を示す説明図である。

20

【図 9】脇のポケット部分の拡大した説明図である。

【図 10】E - F 間の断面図である。

【図 11】G - H 間の断面図である。

【図 12】脇のポケット部分の拡大した説明図である。

【図 13】E 2 - F 2 間の断面図である。

【図 14】G 2 - H 2 間の断面図である。

【図 15】脇のポケットの位置関係を示す説明図である。

【図 16】脇のポケット部分の拡大した説明図である。

【図 17】縫いつけるポケットのサイズに裁断された生地との図である。

【図 18】通常の襟のある衣服の側面図である。

30

【図 19】脇の生地を重ね縫いする箇所の説明図である。

【図 20】脇の生地を重ね縫いする箇所の説明図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 7 】

図 1 と図 8 と図 1 5 と図 1 8 は袖がある衣服の左側側面からの図である。説明の便宜上、袖が存在する衣服として説明し袖にあたる部分は正面胸部側に向けて伸ばした状態にしてある。本発明における実施形態の説明では袖がある衣服を例にとり説明している。袖 6 が存在する衣服であるビジネスシャツ、ワイシャツ、カッターシャツ、カジュアルシャツ、フランネルシャツ、デニムシャツ、ポロシャツ、トレーナー、Tシャツ、プルオーバー、ブラウス、ワンピース、ドレス、セーターなどの衣服 1 では通常、大きく分けて腹部胸部に該当する衣服の正面部分の生地と背中にあたる衣服の後面部分の生地と右側袖左側袖の生地と襟の部分の生地から成り立っている。また襟部分 7 が存在しないトレーナー、Tシャツなどは腹部胸部に該当する衣服の正面部分と背中にあたる衣服の後面部分と袖部分 5 の生地から成り立っている。袖部分 6 と襟部分 7 が存在しないタンクトップ、キャミソールでは腹部胸部に該当する衣服の正面部分と背中にあたる衣服の後面部分の 2 枚の生地から成り立っている。但しキャミソールは両肩に肩ストラップが存在する。これらの衣類では腹部胸部に該当する衣服の正面部分と背中にあたる衣服の後面部分の生地は右側脇と左側脇の両脇において、衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いされている脇線 4 にて接合縫製されている。主な重ね縫いの縫製方法は、一つの方法として図 1 9 に示すようにそれぞれの生地を接合箇所にて上下に重ねて糸で接合縫製する。また別な方法として図 2 0

40

50

に示すように、それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する。又実施形態の説明の便宜上、腹部胸部を覆う衣服の正面部分の生地を胸側生地 2 と略称し、背中を覆う衣服の後面部分の生地を背中側生地 3 と略称する。そして衣服の両脇において胸側生地 2 と背中側生地 3 とが重ね縫いされ接合縫製されている箇所を脇線と呼称する。説明図面において縫い目箇所の端と生地で隠れる縫製系に関しても破線にて表示する。尚、以下に示す第 1 実施形態から第 3 実施形態においては、本発明のポケット 8、15、25 についての説明に特化する目的から胸側生地 2 と背中側生地 3 のそれぞれ生地の裁断の形と縫製方法は腕の脇 i 点から裾 j 点までに限定して説明し、腕の脇 i 点から上部の袖 6 の取り付け部分と襟 6 までの区間における胸側生地 2 と背中側生地 3 のそれぞれ生地の裁断の形と縫製方法は従来と同じであることから省略する。

10

【実施例 1】

【0018】

図 1 では、実施例 1 における衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 とをつなぎ合わせるために重ね縫いする脇の縫い目箇所である脇線 4 に脇ポケット 8 を設けた衣服の左側側面からの外観図である。図 2 は図 1 9 に示すように衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて上下に重ねて糸で接合縫製する方法における衣服の脇の脇線に設ける脇ポケット 8 のポケット部分を拡大した説明図である。図 2 における図面上の A-B と C-D は断面であり A-B 間の断面図は図 3 に示し、C-D 間の断面図は図 4 に示す。図 5 は図 2 0 に示すように衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法における脇のポケット部分を拡大した説明図である。図 5 における図面上の A2-B2 と C2-D2 は断面であり A2-B2 の断面図は図 6 に示し、C2-D2 の断面図は図 7 に示す。

20

【0019】

最初に衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて上下に重ねて糸で接合縫製する方法に関して説明すると図 1 に示すように脇ポケット 8 の設置箇所は、袖 5 が縫いつけられている脇下から垂直にある衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いされている脇線 4 にて接合され重ね縫いされている箇所に設けられている。図 2 では、衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 箇所に設けた脇ポケット 8 部分に関して説明した説明図である。衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 における i 点から裾 j 点までの胸側生地 2 と背中側生地 3 それぞれの生地の末端の裁断の形に関しては、脇ポケット 8 の表生地となる部分の生地を形成するにあたり脇ポケット 8 の表生地の形となる k 点から始まり p 点, n 点そして m 点までの生地の形分だけ背中側生地 3 が延長されている。従って本発明の脇ポケット 8 が設けられている i 点から裾 j 点までの背中側生地 3 の裁断の形は、i 点を基点に裾 j 点までの区間を見ると i 点から始まり k 点 p 点 n 点 m 点そして j 点を結ぶ形の裁断となる。一方、胸側生地 2 の場合は、背中側生地 3 と重ね縫いされる末端部分における裁断の形は、i 点から始まり k 点 m 点そして j 点を結ぶ直線形の裁断となる。

30

【0020】

腕脇下から始まる胸側生地 2 と背中側生地 3 が接合重ね縫いする i 点から k 点と m 点から裾 j 点の 2 区間においては、図 2 の A-B 断面を図 3 に示す。図 3 に示すように衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いする脇線 4 において、胸側生地 2 の上に背中側生地 3 が重なり縫製系にて重ね縫いされている。

40

【0021】

本発明の脇ポケット 8 に関する重ね縫いについては、図 2 に示すように k 点から m 点の重ね縫いが重ね縫い箇所 9 であり、脇ポケット生地として背中側生地 3 が延長されている p 点から n 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 10 となり、そして n 点から m 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 11 となる。図 2 において k 点から m 点までの重ね縫い箇所までの断面として C-D 間断面とし、この C-D 間断面図を図 4 に示す。図 4 の C-D 間断面に示すように背中側生地 3 が脇ポケット生地として延長された p 点から n 点までは重ね縫い

50

箇所10にて胸側生地2に重ね縫いされ固定され、k点からm点までは重ね縫い箇所9にて固定されて脇ポケット8として左右両側面は閉じられる。脇ポケット8の下端であるn点からm点までに関してはp点からn点までの重ね縫い箇所10と同様の重ね縫いの形態とする。これで脇ポケット表生地はポケット8として胸側生地2に左右両サイドと底辺である下端は重ね縫いされ閉じられて固定される。一方脇ポケット8の出し入れ口である脇ポケット開口部k点からp点までの区間は、開口部として役目上重ね縫いは行わない。従って脇ポケット8として胸側生地2が延長された脇ポケット生地の重ね縫い箇所は、k点からm点までの区間とm点からn点までの区間とn点からp点までの区間の3区間となる。

【0022】

次に衣服の胸側生地2と衣服の背中側生地3それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み、折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法に関して述べる。図5では、実施例1における衣服の胸側生地2と衣服の背中側生地3とをつなぎ合わせるために重ね縫いする脇の縫い目箇所に脇ポケット8を設けた衣服の左側側面からの外観図である。図5は図20に示すように衣服の胸側生地2と衣服の背中側生地3それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法における衣服の脇の脇線に設ける脇ポケット8の部分を拡大した説明図である。図5における図面上のA2-B2とC2-D2は断面でありA2-B2間の断面図は図6に示し、C2-D2間の断面図は図7に示す。

【0023】

衣服の胸側生地2と衣服の背中側生地3それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み、折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法に関して説明すると図1に示すように脇ポケット8の設置箇所は、袖6が縫いつけられている脇下から垂直にある衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いされている脇線4にて接合され重ね縫いされている箇所に設けられている。図5において、衣服の胸側生地2と背中側生地3が重ね縫いされる脇線4におけるi点から裾j点までの胸側生地2と背中側生地3それぞれの生地の末端の裁断の形に関しては、脇ポケット8の表生地となる部分の生地を形成するにあたり脇ポケット8の表生地の形となるk点から始まりp点、n点そしてm点までの生地の形分だけ背中側生地3が延長されている。従って本発明の脇ポケット8が設けられているi点から裾j点までの背中側生地3の裁断の形は、i点を基点に裾j点までの区間を見るとi点から始まりk点q点p点n点m点そしてj点を結ぶ形の裁断となる。一方、胸側生地2の場合は、背中側生地3と重ね縫いされる末端部分における裁断の形は、i点から始まりk点m点そしてj点を結ぶ直線形の裁断となり、衣服の裏側へ折り込まれる分だけ生地が延長されこの部分が生地同士を重ねて糸で接合縫製される。

【0024】

脇下から始まる胸側生地と背中側生地が接合重ね縫いするi点からk点とm点から裾j点の2区間においては、図5のA2-B2断面を図6に示す。図6に示すように衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いする脇線4において、衣服の胸側生地2と衣服の背中側生地3それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製されている。

【0025】

本発明の脇ポケット8に関する重ね縫いについては、図5に示すようにk点からm点の重ね縫いが重ね縫い箇所12であり、脇ポケット生地として背中側生地3が延長されているp点からn点までの重ね縫いが重ね縫い箇所13となり、そしてn点からm点までの重ね縫いが重ね縫い箇所14となる。図5においてk点からm点までの重ね縫い箇所までの断面としてC2-D2間断面とし、このC-D間断面図を図7に示す。図7のC2-D2間断面に示すように背中側生地3が脇ポケット生地として延長されたp点からn点までは重ね縫い箇所13にて胸側生地2に重ね縫いされ固定され、k点からm点までは重ね縫い箇所12にて固定されてポケットとして左右両側面は閉じられる。脇ポケット8の下端であるn点からm点までに関してはp点からn点までの重ね縫い箇所13と同様の重ね縫いの形態とする。これで脇ポケット表生地は脇ポケット8として胸側生地2に左右両サイド

10

20

30

40

50

と底辺である下端は重ね縫いされ閉じられて固定される。一方脇ポケット 8 の出し入れ口である脇ポケット開口部 k 点から p 点までの区間は、開口部として役目上重ね縫いは行わない。従って脇ポケット 8 として胸側生地 2 が延長された脇ポケット生地 2 の重ね縫い箇所は、k 点から m 点までの区間と m 点から n 点までの区間と n 点から p 点までの区間の 3 区間となる。

【0026】

本発明の実施例 1 では、図 2 と図 5 に示すように脇ポケット 8 の開口部 k 点から p 点までの区間において、脇ポケット上端開口部分の生地末端の形状を背中側の縫いつけ部分が最も高く胸側の縫いつけ部分に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描くように脇ポケット生地の上端開口部分の生地をカットすることとしている。本発明の
10
ように腕脇下に近い位置に脇ポケットがあると、多くの方は脇ポケット斜め上方から物の出し入れをしようとする。仮に左腕脇下に本発明の脇ポケット 8 があると仮定しこの脇ポケット 8 に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の出し入れを想定した場合、人は右手に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を持ってポケット右斜め上方からポケットに入れようとする。又出すときも右手をポケットに入れて携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器をつかんで出したりする。このような手の動きからすると仮に脇ポケット 8 の開口部 k 点から p 点までが直線だったとすると脇ポケット 8 の右側つまり胸側の上端部分が物の出し入れする時に物や手がひかかってしまうなどの不便さが想定される。従ってこのような人の行動から見ても脇ポケット 8 の右側つまり胸側の縫いつけ位置を低くし逆に背中側を高くして、脇ポケット 8 の背中側の縫いつけ位置から胸側の縫いつけ位置に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描くように脇ポケット 8 の上端開口部分の生地末端の形状をカットする方法を用いた方が、携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の出し入れが円滑となり容易になる。
20

【実施例 2】

【0027】

図 8 では、実施例 2 における衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 とをつなぎ合わせるために重ね縫いする脇の縫い目箇所である脇線 4 に脇ポケット 15 を設けた衣服の左側面からの外観図である。図 9 は図 19 に示すように衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて上下に重ねて糸で接合縫製する方法における脇ポケット部分の拡大した説明図である。図 9 における図面上の E-F と G-H は断面であり E-F
30
間の断面図は図 10 に示し、G-H 間の断面図は図 11 に示す。図 12 は図 20 に示すように衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み、折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法における脇ポケット部分の拡大した説明図である。図 12 における図面上の E2-F2 と G2-H2 は断面であり E2-F2 の断面図は図 13 に示し、G2-H2 の断面図は図 14 に示す。

【0028】

衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて上下に重ねて糸で接合縫製する方法に関して説明すると図 9 に示すように脇ポケット 15 の設置箇所は、袖 6 が縫いつけられている脇下から垂直にある衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いされている脇線 4 にて接合され重ね縫いされている箇所に設けられている。図 9 では、衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 における衣服の脇の脇線に設ける脇ポケット 15 のポケット部分を拡大した説明図である。衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 における i 点から裾 j 点までの胸側生地 2 と背中側生地 3 それぞれの生地の末端の裁断の形に関しては、脇ポケット 15 の裏生地となる部分の生地を形成するにあたり脇ポケット 15 の裏生地の形となる q 点始まり r 点、s 点そして t 点までの生地の形分だけ胸側生地 2 が延長されている。従って本発明の脇ポケット 15 が設けられている i 点から裾 j 点までの胸側生地 2 の裁断の形は、i 点を基点に裾 j 点までの区間を見ると i 点から始まり q 点 r 点 s 点 t 点そして j 点を結ぶ形の裁断となる。一方、胸側生地 2 の場合は、背中側生地 3 と重ね縫いされる末端部分における裁断の形は、i 点から始まり q 点 u 点 t 点そして j 点を結ぶ直線形の裁断となる。但し脇ポケット 15 の開口部 q
40
50

点から u 点までの区間において、脇ポケット上端開口部分の生地を内側にえぐられるよう楕円状の形状に背中側生地 3 をカットする。

【 0 0 2 9 】

脇下から始まる胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いする i 点から q 点と t 点から裾 j 点の 2 区間においては、図 9 の E - F 断面を図 1 0 に示す。図 1 0 に示すように衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いする脇線 4 において、胸側生地 2 の上に背中側生地 3 が重なり縫製系にて重ね縫いされている。

【 0 0 3 0 】

図 9 に示す本発明の実施例 2 における脇ポケット 1 5 に関しての重ね縫いについては、脇ポケット生地として胸側生地 2 が延長されている q 点から r 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 1 6 とし、t 点から s 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 1 8 とする。そして r 点から s 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 1 7 とする。u 点から t 点までの重ね縫いを重ね縫い箇所 1 9 とする。図 9 において脇ポケット 1 5 の断面図として代表として G - H 間断面を図 1 1 に示す。図 9 に示すように胸側生地 2 が脇ポケット生地として q 点 r 点 s 点 t 点を結ぶ区間が延長されており、図 1 1 による G - H 間断面図のように r 点から s 点までの重ね縫いの部分は重ね縫い箇所 1 7 にて上に背中側生地 3 そして下に脇ポケット 1 5 の分だけ延長された胸側生地 2 が上下に重なり縫製系にて接合縫製されている。t 点から j 点の重ね縫いの延長線上にある t 点から u 点においては重ね縫い箇所 1 9 にて上に背中側生地 3 そして下に胸側生地 2 となって上下に重なり縫製系にて接合縫製されている。断面図では省略しているが、q 点から r 点における重ね縫い箇所 1 6 と t 点から s 点における重ね縫い箇所 1 8 においても上記に述べた重ね縫い箇所 1 7 と同様の重ね縫いの形態である。脇ポケット 1 5 の出し入れ口である開口部である q 点から u 点までの区間は、開口部として役目上重ね縫いは行わない。

これによって脇ポケット開口部である q 点から u 点以外の脇ポケット作成による延長された胸側生地 2 の脇ポケット形成裏生地は脇ポケット 1 5 として背中側生地 3 に左右両サイドと底辺である下端は重ね縫いされ閉じられて固定される。即ち、脇ポケット裏生地として胸側生地 2 が延長された脇ポケット生地の重ね縫い箇所は、q 点から r 点までの区間と r 点から s 点までの区間と s 点から t 点までの区間と s 点までの区間と t 点から u 点までの区間の 4 区間となる。

【 0 0 3 1 】

次に衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法に関して述べる。図 8 では、第 2 実施形態における衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 とをつなぎ合わせるために重ね縫いする脇の縫い目箇所である脇線に脇ポケット 1 5 を設けた衣服の左側側面からの外観図である。図 1 2 は図 2 0 に示すように衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法における脇ポケット部分の拡大した説明図である。図 1 2 における図面上の E 2 - F 2 と G 2 - H 2 は断面であり E 2 - F 2 間の断面図は図 1 3 に示し、G 2 - H 2 間の断面図は図 1 4 に示す。

【 0 0 3 2 】

衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製する方法に関して説明すると図 2 0 に示すように脇ポケット 1 5 の設置箇所は、袖 6 が縫いつけられている脇下から垂直にある衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いされている脇線 4 にて接合され重ね縫いされている箇所に設けられている。図 1 2 において、衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 における i 点から裾 j 点までの胸側生地 2 と背中側生地 3 それぞれの生地の末端の裁断の形に関しては、脇ポケット 1 5 の裏生地となる部分の生地を形成するにあたり脇ポケット 1 5 の裏生地の形となる q 点始まり r 点、s 点そして t 点までの生地の形分だけ胸側生地 2 が延長されている。従って本発明の脇ポケット 1 5 が設けられている i 点から裾 j 点までの胸側生地 2 の裁断の形は、i 点を基点に裾 j 点までの区間を見ると i 点か

10

20

30

40

50

ら始まり q 点 r 点 s 点 t 点そして j 点を結ぶ形の裁断となる。一方、胸側生地 2 の場合は、背中側生地 3 と重ね縫いされる末端部分における裁断の形は、i 点から始まり q 点 u 点 t 点そして j 点を結ぶ直線形の裁断となる。但し脇ポケット 15 の開口部 q 点から u 点までの区間において、脇ポケット上端開口部分の生地の形状を内側にえぐられるよう楕円状の形状に背中側生地 3 をカットする。i 点から q 点と t 点から j 点の 2 区間は、衣服の裏側へ折り込まれる分だけ生地が延長されこの部分が生地同士を重ねて糸で接合縫製される。

【0033】

脇下から始まる胸側生地と背中側生地が重ね縫いする i 点から k 点と m 点から裾 j 点の 2 区間においては、図 12 の E2-F2 断面を図 13 に示す。図 13 に示すように衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いする脇線 4 において、衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて衣服の裏側へ折り込み折り込んだ生地同士を重ねて糸で接合縫製されている。

【0034】

図 12 に示す本発明の実施例 2 における脇ポケット 15 に関し重ね縫いについては、脇ポケット生地として胸側生地 2 が延長されている q 点から r 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 20 とし、t 点から s 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 22 とする。そして r 点から s 点までの重ね縫いが重ね縫い箇所 21 とする。u 点から t 点までの重ね縫いを重ね縫い箇所 23 とする。図 12 において脇ポケット 15 の断面図として代表として G2-H2 間断面を図 14 に示す。図 12 に示すように胸側生地 2 が脇ポケット生地として q 点 r 点 s 点 t 点を結ぶ区間が延長されており、図 17 による G2-H2 間断面図のように r 点から s 点までの重ね縫いの部分は重ね縫い箇所 21 にて上に背中側生地 3 そして下に脇ポケット 15 の分だけ延長された胸側生地 2 が上下に重なり縫製糸にて接合縫製されている。t 点から j 点の重ね縫いの延長線上にある t 点から u 点においては重ね縫い箇所 23 にて上に背中側生地 3 そして下に胸側生地 2 となって上下に重なり縫製糸にて接合縫製されている。断面図では省略しているが、q 点から r 点における重ね縫い箇所 20 と t 点から s 点における重ね縫い箇所 22 においても上記に述べた重ね縫い箇所 21 と同様の重ね縫いの形態である。脇ポケット 15 の出し入れ口である開口部である q 点から u 点までの区間は、開口部として役目上重ね縫いは行わない。これによって脇ポケット開口部である q 点から u 点以外の脇ポケット作成による延長された胸側生地 2 のポケット形成裏生地は脇ポケット 15 として背中側生地 3 に左右両サイドと底辺である下端は重ね縫いされ閉じられて固定される。即ち、脇ポケット裏生地として胸側生地 2 が延長された脇ポケット生地の重ね縫い箇所は、q 点から r 点までの区間と r 点から s 点までの区間と s 点から t 点までの区間と s 点までの区間と t 点から u 点までの区間の 4 区間となる。

【0035】

実施例 2 の発明のように脇ポケット 15 の入り口が狭くなっていると物の出し入れがしにくくなる傾向になる。仮に脇ポケット 15 の開口部 q 点から u 点までが直線だったとすると脇ポケット 15 の入り口が下の生地と重なって塞がり狭くなって入れにくくなるなどの不便さが想定される。このような状態を解消すべく本発明の第 2 実施形態では図 9 と図 12 に示すように脇ポケット 15 の開口部 q 点から u 点までの区間において、脇ポケット上端開口部分の生地の形状を内側にえぐられるよう楕円状の形状に生地をカットすることとしている。脇ポケット上端開口部分の生地の形状を内側に向けてえぐられるよう楕円状の形状に生地をカットしている。このように内側に向けて楕円状の形状に生地をカットすることによって脇ポケット 15 の入り口開口部分が開きやすくなり脇ポケット 15 に手の出し入りもし易くなる事からポケットへの物の出し入れが円滑に行え容易になる。脇ポケット 15 に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を収納した場合に収納した機器の上端の端がポケットから少しだけ出て取り出しやすくなる。

【実施例 3】

【0036】

図 15 では、実施例 3 における衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 とをつなぎ合わ

10

20

30

40

50

せるために重ね縫いする脇の縫い目箇所である脇線に脇ポケット 25 を設けた衣服の左側側面からの外観図である。図 16 は図 19 又は図 20 に示すように衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を接合箇所にて上下又は左右にて重ねて糸で接合縫製する方法における脇ポケット部分の拡大した説明図である。実施例 3 の説明では、衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 共に生地の延長はない為、図 19 又は図 20 に示す衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を脇線箇所にて上下又は左右にて重ねて糸で接合縫製する方法とも区別することなく説明する。よって実施例 1 並びに実施例 2 に記した断面図も省略する。

【 0 0 3 7 】

衣服の胸側生地 2 と衣服の背中側生地 3 それぞれの生地を腕脇下 i 点から裾 j 点かけて脇線 4 にて糸で接合縫製する方法に関して説明すると図 15 に示すように脇ポケット 25 の設置箇所は、袖 6 が縫いつけられている脇下から垂直にある衣服の胸側生地と背中側生地が重ね縫いされている脇線 4 にて接合され重ね縫いされている箇所 4 の線上に設けられている。図 16 では、衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 における脇ポケット 25 の部分を拡大した説明図である。実施例 3 では衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 とそれぞれの生地を重ね縫いされる重ね縫い脇線 4 において特段記述する変更点はない。

【 0 0 3 8 】

図 16 に示す本発明の実施例 3 における脇ポケット 25 に関しては、図 17 に示す脇ポケットの生地 25 が別に作られており、その脇ポケット 25 の生地を衣服の胸側生地 2 と背中側生地 3 とそれぞれの生地を重ね縫いされる脇線 4 の線上に脇ポケット 25 の生地を直接表の生地に上から縫いつける。v 点から w 点の重ね縫いが重ね縫い箇所 26 であり、背中側生地 3 の上に縫いつけられる。w 点から y 点の重ね縫いが重ね縫い箇所 27 であり、w 点から見ると背中側生地 3 に縫いつけられ途中で胸側生地 2 と背中側生地 3 が重ね縫いされる脇線 4 を通過した時点にて y 点まで胸側生地 2 の上に縫いつけられる。y 点から z 点の重ね縫いが重ね縫い箇所 28 であり、胸側生地 2 の上に縫いつけられる。これで脇ポケット生地は脇ポケット 25 として衣服に対し左右両サイドと底辺である下端は重ね縫いされ閉じられて固定される。一方脇ポケット 25 の出し入れ口である開口部 v 点から z 点までの区間は、開口部として役目上重ね縫いは行わない。従って脇ポケット 25 としてポケット生地の重ね縫い箇所は、v 点から w 点までの区間と w 点から y 点までの区間と y 点から z 点までの区間の 3 区間となる。

【 0 0 3 9 】

本発明の実施例 3 では、図 16 示すように脇ポケット 25 の開口部 k 点から p 点までの区間において、脇ポケット上端開口部分の生地末端の形状を背中側の縫いつけ部分が最も高く胸側の縫いつけ部分に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描くように脇ポケット生地 25 の上端開口部分の生地をカットすることとしている。本発明のように腕脇下に近い位置に脇ポケット 25 があると、多くの人は脇ポケット斜め上方から物の出し入れをしようとする。仮に左腕脇下に本発明の脇ポケット 25 があると仮定しこの脇ポケット 25 に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の出し入れを想定した場合、人は右手に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を持ってポケット右斜め上方から脇ポケット 25 に入れようとする。又出すときも右手を脇ポケット 25 に入れて携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器をつかんで出したりする。このような手の動きからすると仮に脇ポケット 25 の開口部 k 点から p 点までが直線だったとすると脇ポケット 25 の右側つまり胸側の縫いつけ位置を低くし逆に背中側を高くして、脇ポケット 25 の背中側の縫いつけ位置から胸側の縫いつけ位置に向けて徐々に低くし、かつ傾斜角が徐々に大きくし曲線を描くように脇ポケット 25 の上端開口部分の生地末端の形状をカットする方法を用いた方が、携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の出し入れが円滑となり容易になる。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 0 】

次に前記実施例 1 から実施例 3 に記載のように構成された本実施例の特徴について説明する。通常の胸ポケットの場合は、身体の姿勢を前屈みにすると胸ポケットから入っていた財布とか定期券とかの物が落ちてしまう事がたびたびあった。携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の普及に伴い、当然この胸ポケットに携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を入れて収納していたが重量物であるが故に身体の姿勢を前屈みすると容易くポケットからはみ出てよく地面に落とすなどの問題点があった。勢いよくポケットから飛び出したり落とした地面の状況により携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器が破損したり壊れたりしていた。従って身体の姿勢を前屈みにしても収納している携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器が飛び出しにくい位置にかつ携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を簡単に収納と取り出しが出来る位置にポケットを設ける必要性があった。また携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器のシステムには、インターネットから音楽をダウンロードしてイヤホンを繋いで音楽を聴ける機能が搭載されていることから、耳から近い位置に携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を収納できる所があればもっと便利になる。

10

【 0 0 4 1 】

本発明の前記実施例 1 から実施例 3 では、近年の携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の普及に伴い、季節を問わず、通常の人行動に差し支えが生じることなく衣服のデザイン性を損なうことなく携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器の収納と取り出しが容易に行える事を前提に考えられている。本発明の脇ポケットでは、脇の特性上から通常の胸ポケットの位置よりも低い位置に設けられている。このことから左側脇ポケットに限定すると右手を左脇に移動するだけで携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を収納取り出しが安易に行えることができる。本発明の衣服を着用している人が立った姿勢でも椅子等に座った姿勢でも安易に収納と取り出しをすることが出来る。

20

【 0 0 4 2 】

本発明では、身体の姿勢を前屈みにしても収納している携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器が飛び出しにくい位置かつ簡単にポケットへの収納と取り出しが出来る位置にポケットを設けることを第 1 条件とするもののファッション性を損なうことなく又縫製のし易さも考慮した脇の脇線に脇ポケットを有する衣類としている。脇の縫い目の脇線箇所を脇ポケットとして活用する為に縫製加工もし易くなる。脇ポケットの位置関係上の問題から脇の縫い目の脇線箇所を全体的胸側に移動させても逆に背中側に後退させても良い。

30

【 0 0 4 3 】

本発明の衣服の脇線に脇ポケットを設ける説明では、時代の特性上からポケットに収納するものを携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器を中心に説明を行っているが、本発明に関しての衣服の脇線に設ける脇ポケットは携帯電話又はスマートフォンなどの携帯通信機器に限定することなく財布だとか定期券などの収容物も収納可能としている。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 4 4 】

本発明は、衣服の脇に脇ポケットを有する衣類を製造する産業で利用される。

40

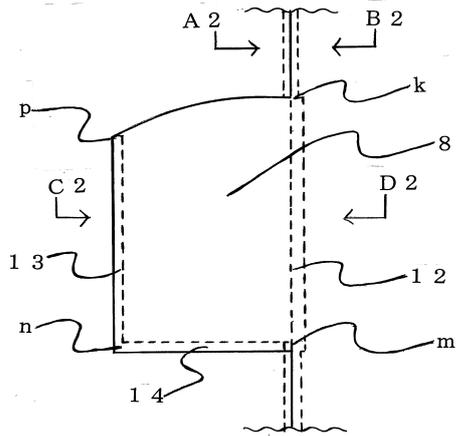
【 符号の説明 】

【 0 0 4 5 】

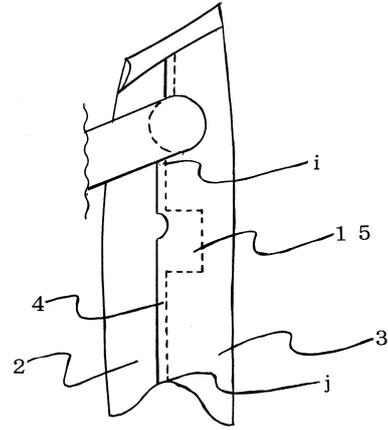
- 2 胸側生地
- 3 背中側生地
- 4 胸側生地と背中側生地とをつなぎ合わせ重ね縫いする脇の縫い目箇所である脇線
- 5 袖
- 6 袖の生地を縫いつける箇所
- 7 襟
- 8 第 1 実施形態ポケット
- 1 5 第 2 実施形態ポケット

50

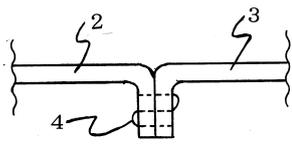
【図5】



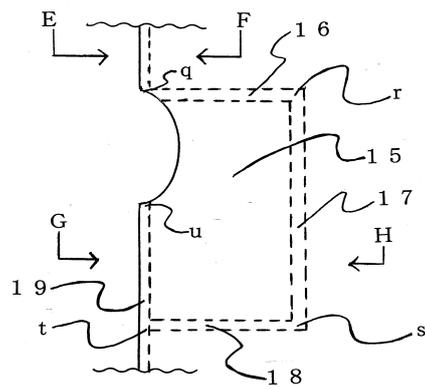
【図8】



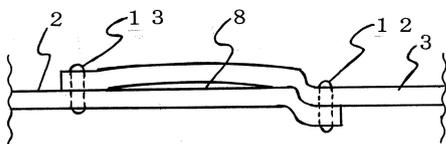
【図6】



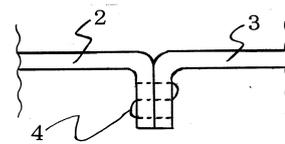
【図9】



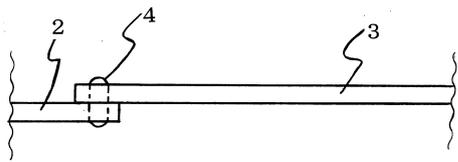
【図7】



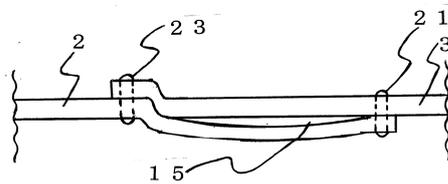
【図13】



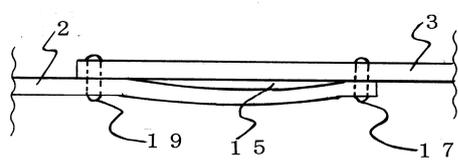
【図10】



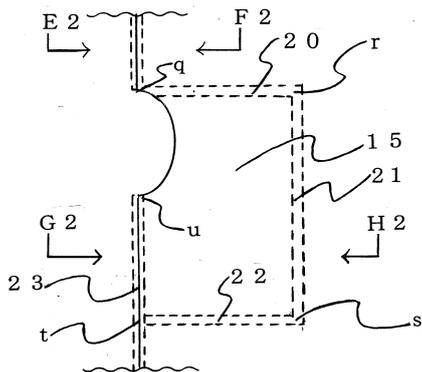
【図14】



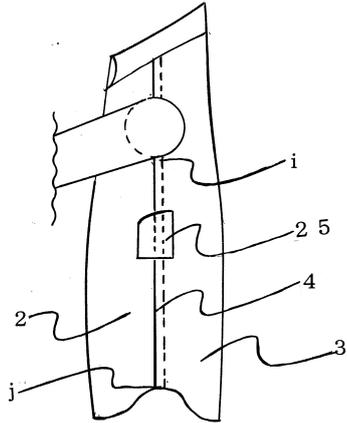
【図11】



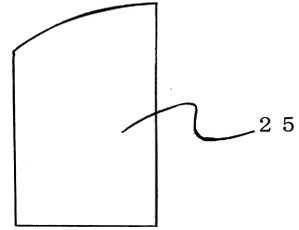
【図12】



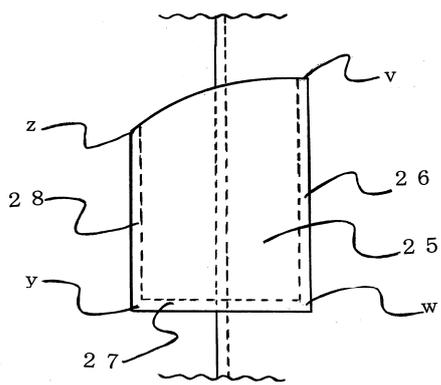
【図15】



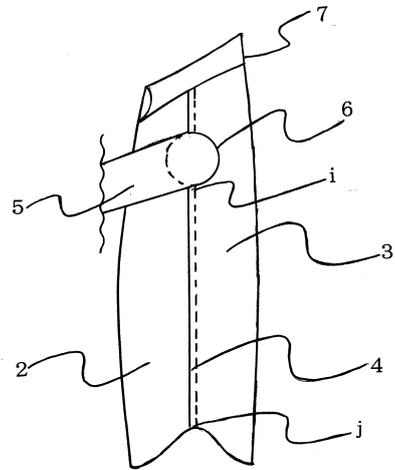
【図17】



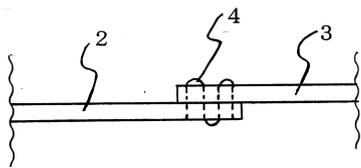
【図16】



【図18】



【図19】



【図20】

